

## 秋田県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 施行者の名称  
八郎潟町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
八郎潟町都市計画下水道事業 八郎潟町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和61年11月1日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和61年秋田県告示第700号、平成5年秋田県告示第232号、平成6年秋田県告示第7号、平成8年秋田県告示第684号、平成10年秋田県告示第221号、平成14年秋田県告示第320号、平成18年秋田県告示第2号、平成23年秋田県告示第365号、平成30年秋田県告示第551号及び令和3年秋田県告示第285号事業地のとおり。
  - (2) 使用の部分  
変更なし